

# 人材委員会設置要項

平成16年7月1日  
平成26年6月19日改正

## 1. 目的

国立大学の図書館は学術環境および経営環境の変化に伴い、一層の利用者サービスの高度化と効率的な運営を求められている。これらの要請に応えるため、人材の計画的な育成、処遇などの諸課題に対処し、優れた図書館職員の継続的な確保に向けて検討する。

## 2. 事業内容

- (1) 国立大学図書館職員の資質向上のため能力開発事業を企画・実施する。
- (2) 国立大学図書館職員の処遇に関する方策の立案を行う。
- (3) 大学図書館が求める人材像について検討を行う。
- (4) その他、人材の確保に関する事項の検討を行う。

## 3. 構成

- (1) 委員については、別に定める。
- (2) 委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。  
小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

## 4. 設置期間

委員会の設置期間は、第61回総会から第63回総会までとする。